

豊中市子ども・若者支援サポーター業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援を実施するにあたり、地域の協力のもと、社会全体で幅広く取り組むため「豊中市子ども・若者支援サポーター」（以下「ユースサポーター」という。）の登録・派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 ユースサポーターは、豊中市子ども・若者支援協議会の構成機関（以下「構成機関」という。）及び市が実施する家庭訪問や外出同行、居場所づくりや学習支援等の困難を有する若者への支援に関する事業に協力するものとする。

(要件)

第3条 ユースサポーターとなるには、地域や民間団体等で子ども・若者の支援に取り組んだ経験のある者のほか、子ども・若者支援に対して熱意や関心のある者であることとする。また、市が実施する子ども・若者支援のための講習会等に毎年1回以上出席するものとする。

(登録の申請及び決定)

第4条 ユースサポーターとして活動するためには、市に登録するものとし、登録のための手続きについては、以下のとおり定める。

- (1) ユースサポーターとして活動する意思のある者は、豊中市子ども・若者支援サポーター登録申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長へ提出する。
- (2) 市長は、前号の申込書の提出があったときは、申込書の内容を確認の上、守秘義務宣誓書を提出させた後、豊中市子ども・若者支援サポーター登録証（第2号様式）を交付する。

(登録の変更及び解除)

第5条 ユースサポーターは、前号による登録証の交付後に登録申込書の記載内容に変更があるときは、豊中市子ども・若者支援サポーター登録変更届（第3号様式）を市長へ提出する。

- 2 ユースサポーターは、活動を中止し、登録を辞退しようとするときは、豊中市子ども・若者支援サポーター登録辞退届（第4号様式）を市長へ提出し、市長は

これにより登録を解除する。

3 市長は、ユースサポーターが事業に携わるに当たり、著しく適格性を欠く場合は、登録を解除することができる。

4 第2項及び第3項に該当する場合、ユースサポーターは、交付を受けた登録証（第2号様式）を速やかに返還しなければならない。

（登録期間）

第6条 ユースサポーターの登録期間は、登録証交付の日から当該年度の末日までとする。ただし、前条第2項及び第3項に該当しない場合に限り、次年度においても登録を更新するものとする。

（名簿登録管理）

第7条 市は、ユースサポーターとして活動することに同意した者を名簿に登録し、管理するものとする。

（名簿の提供）

第8条 構成機関及び市のうち、ユースサポーターによる事業への協力を希望するもの（以下「依頼者」という。）には、第14条に定める事務局が支援目的等を確認の上、依頼者に名簿を提供する。

2 名簿の提供をうけた依頼者は、直接ユースサポーターに事業への協力を依頼し、双方の合意に基づいてユースサポーターは、事業に協力するものとする。

（研修会等）

第9条 市は、ユースサポーターの養成及びスキルアップのための研修等を実施するものとする。

（活動費）

第10条 依頼者はユースサポーターの活動に伴う交通費の実費相当額を支払うものとする。ただし、これ以上の支給を妨げるものではない。

（活動保険）

第11条 ユースサポーターの活動にあたっては、依頼者の負担により、ボランティア活動保険に加入するものとする。

（禁止事項）

第12条 ユースサポーターは、活動において政治・宗教・その他の勧誘を行っては

ならない。

(守秘義務)

第13条 ユースサポーターは、正当な理由がなく、その活動上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。登録を解除した後も、また同様とする。

(事務局)

第14条 ユースサポーターにかかる事務については、くらし支援課で行うものとする。

(実施の細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。